

KKRメンバーズカードの年会費は、会員特約第 6 条をご確認ください。

2025 年 12 月 9 日改定

KKRメンバーズカード会員特約

第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と国家公務員共済組合連合会(以下「KKR」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。

●KKRメンバーズカード

2. 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよびKKR(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)とKKRの会員資格(以下「KKR会員資格」といいます。)とを有するものとします。

第 3 条(会員資格取消等)

1. 会員にKKRの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等KKR会員資格を有するに不適当であると認められた場合、KKRは、何らの通知、催告を要しないで当該会員のKKR会員資格を取消することができるものとします。これにより本人会員がKKR会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然にKKR会員資格を喪失するものとします。
2. 本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の17ヵ月前から1ヵ月前までの期間に、三菱UFJニコスより一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、三菱UFJニコスは、本カードの有効期限の到来をもって、当該本人会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。これにより本人会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然に三菱UFJニコス会員資格を喪失するものとします。
3. 会員がKKR会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消することができるものとします。

4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、KKRまたは三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第 4 条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、本カードをKKR会員証として利用できます。また、KKRが提供する特典およびサービスを受ける場合、KKR所定の方法でその提供を受けるものとします。

第 5 条(カード貸与の例外)

1. 三菱UFJニコスが会員と認めない場合には、三菱UFJニコスと提携していないカード(以下「代替カード」といいます。)を原則としてKKRが貸与します。
2. 代替カードでは、三菱UFJニコスが会員に対し提供するクレジット機能、キャンペーン特典、保険サービス、クレジットカードに付帯する各種サービス等のご利用できません。
3. 代替カードをお申込みになることはできません。
4. 本カードのクレジット機能を使用しないことにより三菱UFJニコスが更新カードを発行しない場合、代替カードは発行されません。

第 6 条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

本人会員	無料
家族会員	1 名様は無料 2名様以上の場合、2人目より1名様につき1,100円*

*家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

2025 年 12 月 9 日改定

KKRメンバーズカード
「個人情報の取扱いに関する特約」

第 1 条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはKKRメンバーズカード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第 2 条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以

下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

- ①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)
- ②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:国家公務員共済組合連合会

住所:〒102-8081 東京都千代田区九段南 1-1-10

電話番号:03-3222-1841

利用目的:①国家公務員共済組合連合会事業における市場調査、商品開発。

②国家公務員共済組合連合会事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出た場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。